

令和8年5月20日

懲戒処分等の公表について

令和5年度七地地区農地復旧工事に係る不適正事務処理に関し、職員の懲戒処分等を行いましたので、人吉市職員の懲戒処分等の基準等に関する規程第10条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 処分を受けた者の所属・職級・年齢及び処分等の種類

(1) 当該職員

- ・復興建設部 主幹級職員（令和6年度、令和7年度当時：所管係長）（48歳）
減給10分の1（5か月）
- ・経済部 課長級職員（53歳） 減給10分の1（5か月）

(2) 管理責任者等

- ・市民部 部長級職員（令和6年度当時：所管部次長）（59歳） 訓告
- ・経済部 次長級職員（令和7年度当時：所管部次長）（54歳） 文書注意

2 処分等の時期

令和8年5月20日

3 処分等の事由

(1) 経緯

工事の過程において、農家との調整時に出された追加要望を踏まえ、複数回にわたり請負業者から工事の追加等に関する協議書が提出されたが、受領後も適正に処理を行わず、また組織内への共有も行っていない。その後、予算が不足することが見込まれたため、農家等への交渉調整を行ったものの、調整しきれず、本来は上司へ報告し判断を仰ぐべきところ、担当係長の独断により請負業者へ追加工事の指示を口頭で行う。

その後、予算措置のタイミングはありながらも積算作業も行わず、予算確保がなされないまま、担当係長が既存予算内での契約変更をお願いし、また不足分については来年度支払うことを約束し、令和7年1月24日に工事請負費の変更契約及び工期の延長を行っている。その後、請負業者は、同年2月6日の協議に同席していた担当課長の来年度に支払うとの言葉を信用し、令和7年2月28日に請負業者から担当課に工事完成通知書が提出され、同年3月13日に工事竣工検査を実施。同年3月28日までに、計36,456,322円（工事費の一部 13,190,000円（前払金）が令和5年度に支払、完了払として23,266,322円が令和6年度に支払）が請負業者に支払われ、令和5年度七地地区農地復旧工事が完了となる。

その後も、未払金について予算確保のための事務処理がなされず、請負業者からの工事費未払についての相談があったにも関わらず、本来支払うべき工事費の支払ができない状態が継続し現在に至っている。

(2) 原因

本件は、工事の進捗について担当課内において随時共有し、予算増額の必要が生じた際には上司及び財政課等に協議を行い、補正予算での対応をするなどの適切な事務処理を行うべきであったにも関わらず、課内における工事の進捗確認が全く実施されることなく、担当係長が独断で請負業者に対して工事の指示などを実施してきたことに起因する。

加えて、管理責任者である担当課長が工事の進捗確認を怠り、報告を受けるべき場面で適切なチェックや指示等を行わなかったことにより、問題の把握が遅れ、事態を長期化・深刻化させる結果を招いた。

さらに、事案が発覚した後も、適切な事務処理がなされなかった。

これらの不適正な事務処理は、所管課の組織としてのチェック機能が働いてなかったことによるものである。

4 職員の処分

地方公務員法第29条第1項第2号の規定により、懲戒処分等を行ったもの。

職員の懲戒処分等についての市長コメント

この度、本市職員による不適正な事務処理が明らかになりました。

市政を信じてお支えいただいている市民の皆様に、深い御不信と御不安を与えてしまいましたこと、市を代表して心から深くお詫び申し上げます。

本件は、行政の信頼性を根底から揺るがす事案であると認識しております。

今後は、職員それぞれが公務に携わる立場としての本分に立ち返り、規律ある職務遂行を改めて自らに課してまいります。併せて、決して同じ過ちを繰り返さない組織へと立て直します。

皆様の信頼を再び得るに値する市政となるよう、全力で取り組んでまいります。

令和8年5月20日

人吉市長 松岡 隼人

問合せ先

総務部総務課 担当 池下、原口（内線3210）

電話（代表）0966-22-2111